

柳城児童公園インクルーシブ遊具等設計・施工（公募型）
プロポーザル審査委員会 設置要綱

（設置）

第1条 本市が実施する柳城児童公園インクルーシブ遊具等設置工事において、設計・施工の一括発注を行うにあたり、公募型プロポーザル方式による受託者の選定を、厳正かつ公正に実施するため、柳城児童公園インクルーシブ遊具等設計・施工（公募型）プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議したうえで、当該業務等にふさわしい工事請負候補者を選定する。

- （1）当該業務等の実施要領、企画提案評価基準の決定に関すること
- （2）提案書類等の評価及び工事請負候補者の選定
- （3）その他必要と認めるもの

（組織）

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長1名を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。この場合において、委員はあらかじめ委員長に代理人を報告しなければならない。
- 5 前項の規定により代理人の出席があった場合は、当該代理人の出席及び決議をもって当該委員の出席及び決議とみなす。

（意見の聴取）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、実施要領に係る請負契約が締結された日までとする。

（事務局）

第7条 事務局は、建設部都市計画課に置き、委員会の庶務を処理する。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行し、実施要領に係る委託契約が締結された日をもってその効力を失う。